

藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

令和8年9月29日

藤沢市教育委員会

教育長 宮 原 伸 一

藤沢市教育委員会規則第5号

藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則（平成4年藤沢市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条中「を使用できる期間は、次の表のとおりとする」を「の使用期間及び休館日は、教育委員会と指定管理者（条例第11条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）との協議の上、別に定める」に改め、同条の表を削り、同条を第2条とする。

第4条を削り、第5条を第3条とし、第6条を第4条とする。

第7条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の申請に係る使用者に条例別表に規定する市内在住者等が含まれる場合には、前項の申請書に市内在住者等であることを証する書類を添えなければならない。

第7条を第5条とし、第8条から第14条までを2条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。